

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 8 号

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 2 4 年四日市市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等）</p> <p>第 2 9 条 法第 7 6 条の 2 に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類により行うものとする。</p> <p>(1) 施行令 <u>第 4 7 条第 1 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 令 <u>第 4 7 条第 1 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第 4 9 号様式）</p> <p>(2) 施行令 <u>第 4 7 条第 6 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 令 <u>第 4 7 条第 6 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第 5 0 号様式）</p> <p>2 市長は、前項の申請について支給の可否を決定したときは、次の各号に掲げ</p>	<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等）</p> <p>第 2 9 条 法第 7 6 条の 2 に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類により行うものとする。</p> <p>(1) 施行令 <u>第 4 3 条の 5 第 1 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 令 <u>第 4 3 条の 5 第 1 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第 4 9 号様式）</p> <p>(2) 施行令 <u>第 4 3 条の 5 第 6 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 令 <u>第 4 3 条の 5 第 6 項</u> に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第 5 0 号様式）</p> <p>2 市長は、前項の申請について支給の可否を決定したときは、次の各号に掲げ</p>

る場合において当該各号に定める書類により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給要否の決定 令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式）
- (2) 施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給要否の決定 令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第52号様式）

る場合において当該各号に定める書類により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 施行令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給要否の決定 令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式）
- (2) 施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給要否の決定 令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第52号様式）

第49号様式から第52号様式までを次のように改める。

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

四日市市長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法									
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)	制度										受給者証番号・被保険者証番号									
	個人番号:																			
生年月日	年 月 日																			
居住地	〒										電話番号									
フリガナ											続 柄									
支給決定に係る児童氏名											生年月日 年 月 日									
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月										
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額										年 月 分										
同一世帯に属する他の	氏 名					生年月日					①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法									
											制 度 受給者証番号・被保険者証番号									
	個人番号:																			
	個人番号:																			

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
- (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目		口座番号					
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ													
	口座名義人													

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)																				
フリガナ											申請者										
氏名											との関係										
住所	〒										電話番号										

第50号様式

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

四日市市長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											① 障害者総合支援法 ②介護保険法									
申請者氏名											制度	受給者証番号・被保険者証番号								
	個人番号：																			
生年月日	年 月 日																			
居住地	〒										電話番号									
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)				申請に係るサービス利用月			年 月分			65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。
(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所			種目	口座番号					
	金融機関コード		店舗コード			1 普通預金						
						2 当座預金						
						9 その他						
フリガナ												
口座名義人												

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		
氏名		申請者との関係
住所	〒 電話番号	

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者) 氏名		受給者 証番号									
支給決定に係る 児 童 氏 名											

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関										
	口座種目										
	口座番号	*	*	*	*						
	口座名義人										

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- また、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 (なお、審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		受給者 証番号												
-------	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
障害福祉相当 介護保険 サービスに係る 本人支払額(注)	円	申請に係る 障害福祉相当介 護保険サービスの 利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号	*	*	*	*							
	口座名義人											

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- また、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、その裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 （なお、審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第 4 9 号様式から第 5 2 号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部障害福祉課)